

## 加東市人権出前講座について（概要版）

加東市人権・同和教育研究協議会（以下「市同教」という。）では、あらゆる人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざしています。

人権文化の創造には、みなさん一人一人が自主的な学習活動をする必要があります。市同教では、「加東市人権出前講座」を実施し、任意団体等が主催する研修会や講習会等への講師派遣を行っていますので、積極にご活用ください。



### 1.目的

任意団体等が主催する人権をテーマとした研修会・講習会等に講師を派遣することにより、人権を尊重する意識を高める自主的な学習活動の一助となることを目的としています。

### 2.対象となる研修会等について

#### (1) 主催者の条件

趣味のサークル、ママ友・パパ友などで構成されたグループ等任意団体であれば、どなたでも申込みができます。（法人が主催するものは除きます。）

#### (2) 研修会等の条件

- ①人権課題に関する知識の普及や意識の高揚に資するものであること
- ②加東市内で開催されること
- ③主として加東市内の居住者又は通勤者を対象とすること
- ④参加者数が概ね 10 人以上であること
- ⑤講演時間が概ね 30 分を超え 120 分以内であること
- ⑥政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないものであること

PTA の部会、  
社内の若手グループ  
なども OK

#### (3) 講演する内容

講演テーマは「加東市人権尊重のまちづくり基本計画」において人権課題に対する取組とした分野に関連するものを対象とします。

- ①女性、②子ども、③高齢者、④障がいのある人、⑤同和教育、⑥外国人、⑦インターネットによる人権侵害、⑧その他さまざまな人権問題



### 3.派遣する講師

主催者からの依頼により、研修会等の開催場所や内容に応じて、かとう人権教育講師登録

者リストを基に、本事業の目的を達成するにふさわしい講師を選定のうえ、派遣します。  
講師の派遣に要する経費は、3万円を上限として市同教が負担します。

#### 4.申請の手続

##### (1) 派遣の申請

申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、原則として開催予定日の2か月前までに市同教事務局（加東市教育委員会人権教育課）に提出してください。

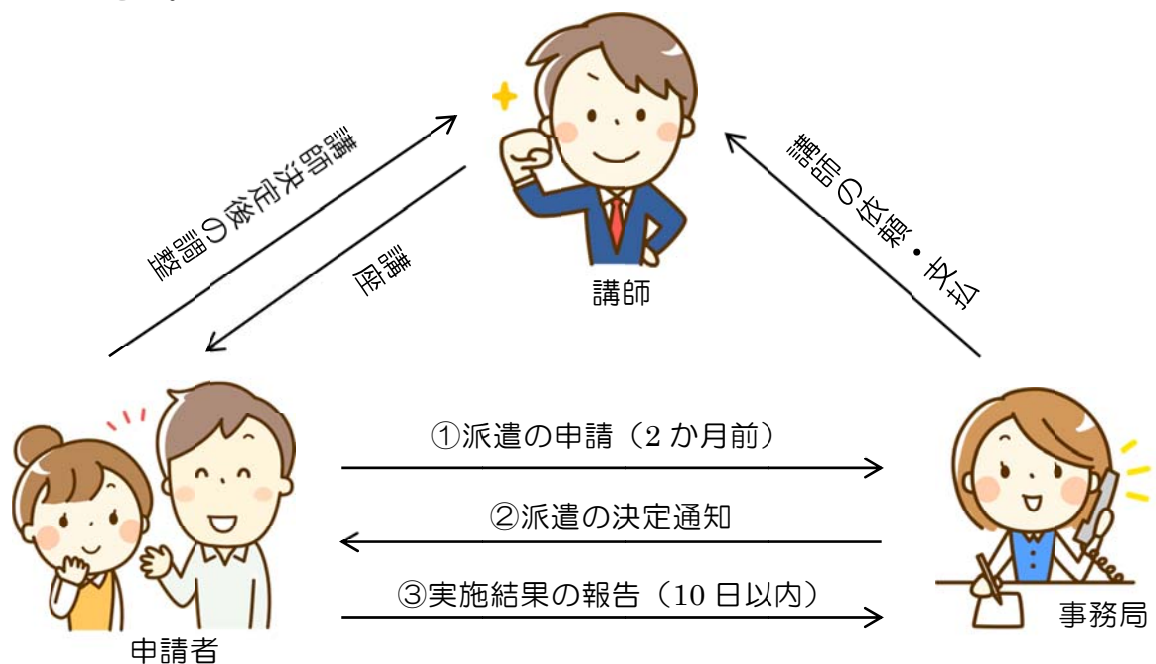


##### (2) 派遣の決定通知

申請書を審査し、適当と認められる場合は、決定通知書（様式第2号）により、派遣する講師氏名等を通知します。なお、通知を受けた後、担当講師と当日の内容等について十分調整してください。

##### (3) 実施結果の報告

研修会等を実施してから10日以内に添付書類を添えて、実施報告書（様式第3号）を提出してください。



#### 5.講師への謝礼金

3万円を上限とする謝金は市同教から講師へ直接支払います。その他の開催に係る経費（会場使用料等）については主催者側で負担をお願いします。

